平成13年１月19日
原子力安全対策課
（１２－９４）
＜11時記者発表＞

高浜発電所の固体廃棄物固型化処理建屋の設置計画に係る事前了解願いについて

本日、関西電力株式会社から、高浜発電所の固体廃棄物固型化処理建屋の設置計画について、原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書に基づき、事前了解願いが提出された。

県としては、この計画については、県内発電所で進められている雑固体廃棄物処理設備や建屋の設置計画の一環であり、放射性廃棄物の適切な処理・処分を行うために実施するものであると考えており、今後、原子炉設置変更許可申請の結果等を踏まえ、高浜町と協議し適切に対処していく。

〈事前了解願いの概要〉

発電所で貯蔵保管している雑固体廃棄物*および今後発生する雑固体廃棄物*を、日本原燃㈱六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出し固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵余裕を確保するため、雑固体廃棄物を固型化処理する設備を設置する建屋を新設する。

＊：原子力発電所の運転に伴い発生した低レベル放射性廃棄物のうち、金属、コンクリート、保温材等の固体廃棄物のこと。ドラム缶等の容器に入れて固体廃棄物貯蔵庫に保管している。

固体廃棄物固型化処理建屋の設置計画の概要

１．発電所名

高浜発電所

２．設置する施設名

固体廃棄物固型化処理建屋（１号、２号、３号及び４号機共用）

３．設置理由

放射性雑固体廃棄物は固体廃棄物貯蔵庫（廃棄物庫）にて貯蔵保管しているが、今後の発生量等を考慮すると将来的に固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵余裕が少なくなること及び日本原燃（株）六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいてH12年10月より固型化処理された雑固体廃棄物の埋設処分が開始されていることから、雑固体廃棄物を計画的に搬出し固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵余裕を確保するために雑固体廃棄物の固型化処理を行うこととし、このための建屋を新設する。

４．設置位置

固体廃棄物処理建屋北西側に固体廃棄物固型化処理建屋を新設する。

５．構造及び設備

新設する固体廃棄物固型化処理建屋は、主要構造が鋼板コンクリート造の地上２階建てであり、建屋２階には固型化処理エリア、処理前ドラム仮置きエリア、換気空調エリアを、建屋１階には搬出検査装置エリア、搬出前コンテナ等仮置きエリアを配置する。固型化処理エリアには、雑固体廃棄物の分別作業を行うための分別装置及び固型化材（モルタル）の充てんを行うための充てん固型化装置等から構成される雑固体固型化装置を設置する。

また、出入管理室等のユーティリティ設備は隣接する固体廃棄物処理建屋と共用するため、建屋２階に固体廃棄物処理建屋との連絡通路を設けると共に、新設建屋の排気は新設建屋のフィルタでろ過した後、隣接する固体廃棄物処理建屋の排気筒より排気する。

６．工事計画

固体廃棄物固型化処理建屋の設置工事　平成14年4月～平成16年12月

- 固体廃棄物固型化処理建屋設置工事　平成14年4月～平成16年 9月
- 雑固体固型化装置設置工事　平成15年4月～平成16年12月

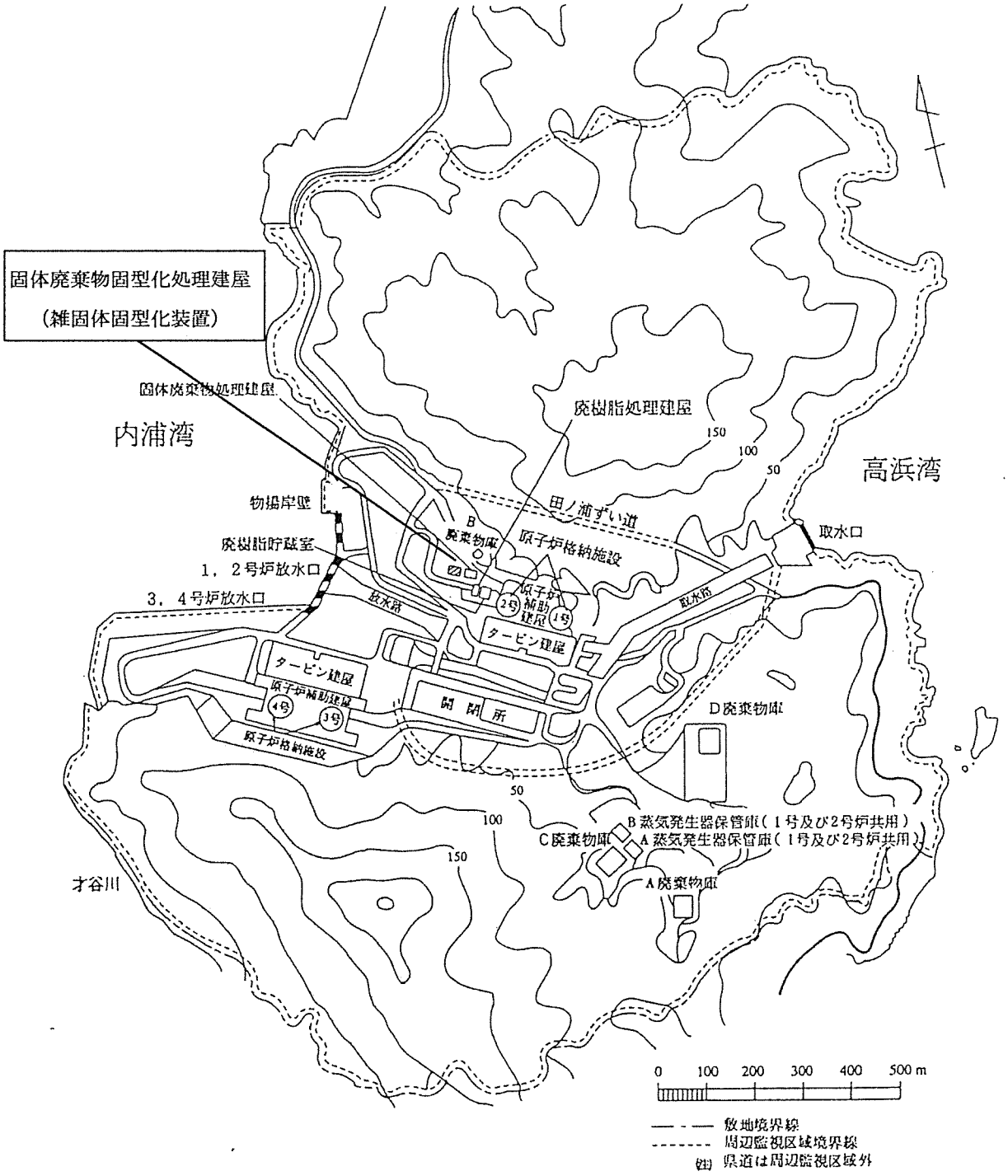

第1図　高浜発電所構内配置図

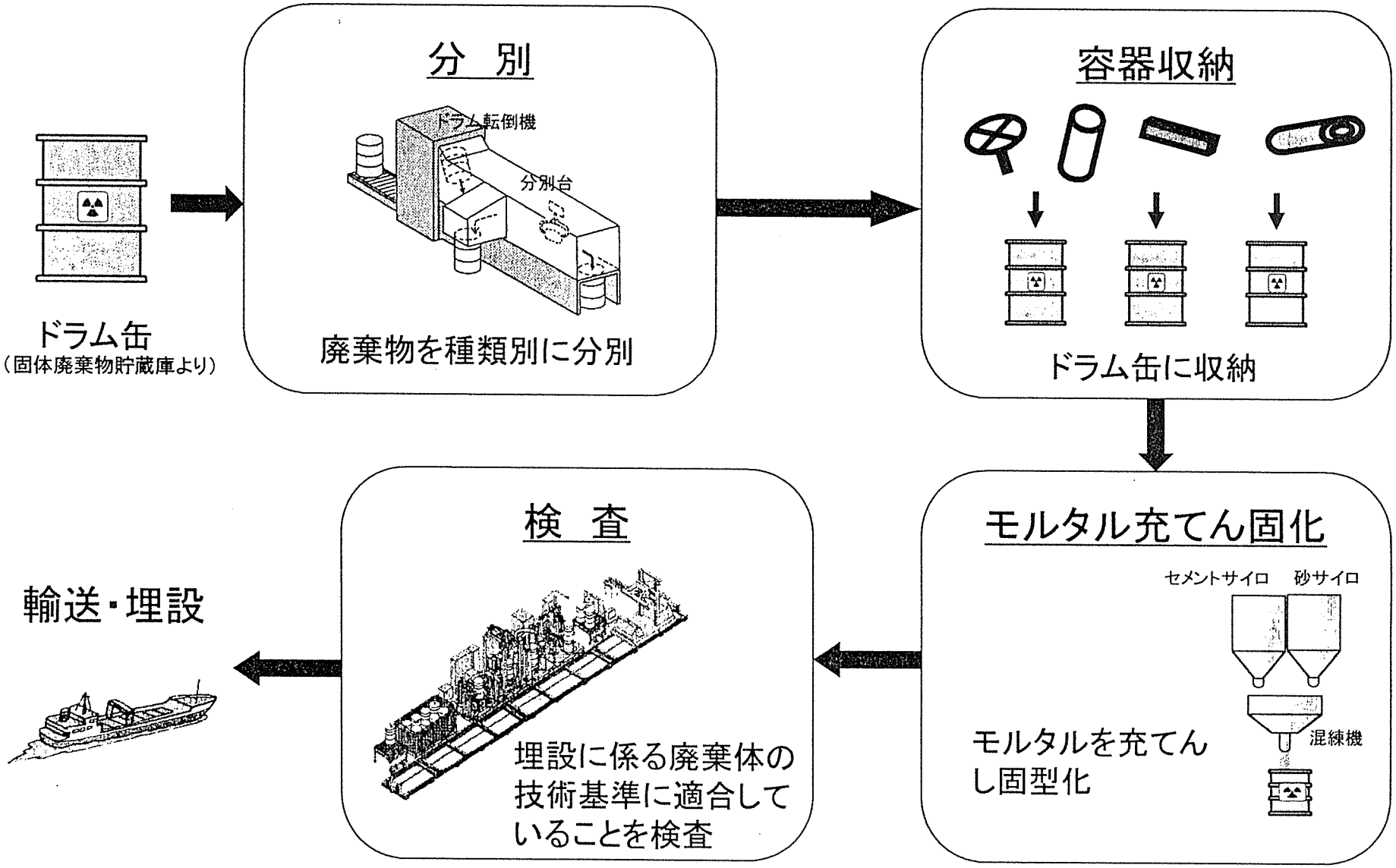

第2図　雑固体廃棄物の固型化処理の概要

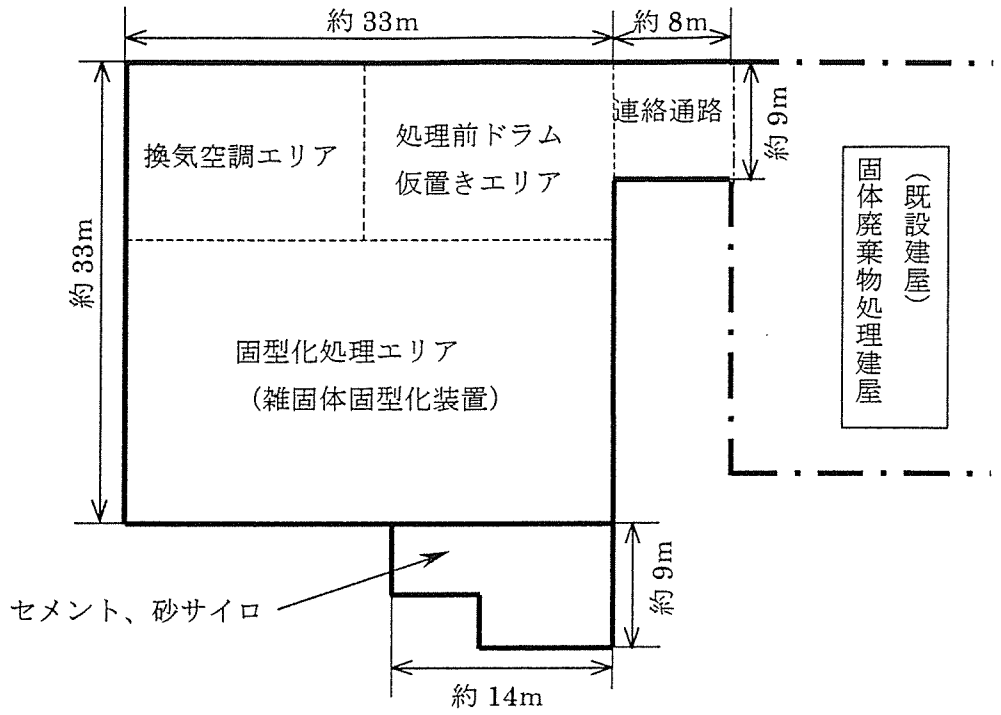

固体廃棄物固型化処理建屋平面図（２階）

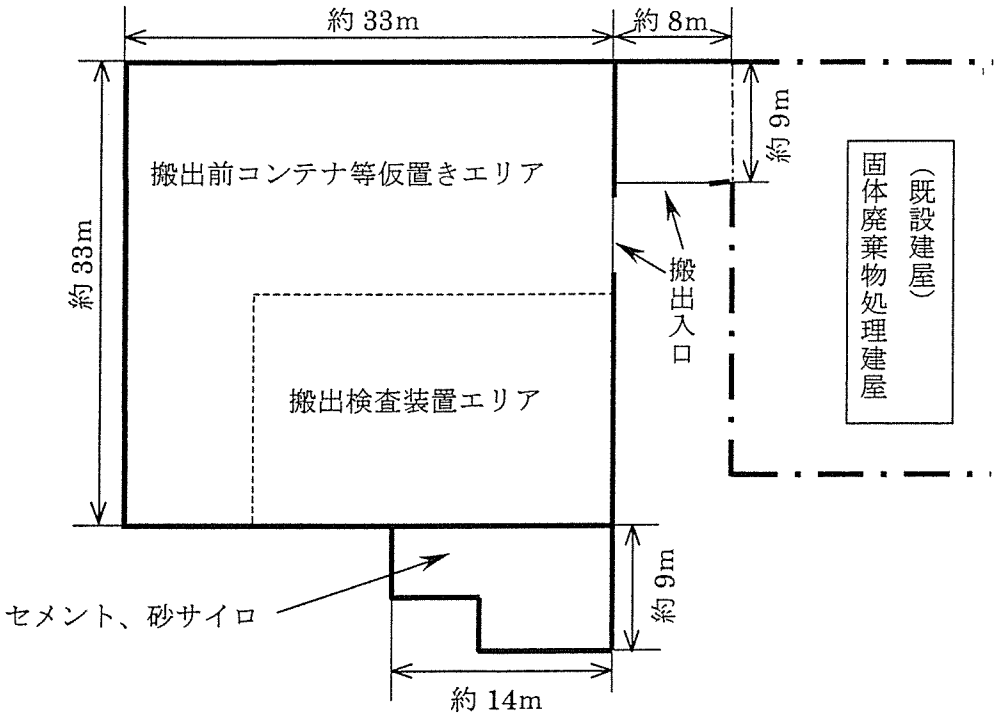

固体廃棄物固型化処理建屋平面図（１階）

第３図　固体廃棄物固型化処理建屋概念図

（参考資料）

県内発電所の雑固体廃棄物処理設備と建屋

発電所	設備	建屋	工程
敦賀発電所	雑固体減容処理設備 （プラズマ溶融 ＋ モルタル充填固化）	雑固体処理建屋	H10年10月着工 H14年完成予定
美浜発電所	雑固体処理設備 （高周波溶融 ＋ モルタル充填固化）	第２固体廃棄物処理建屋	H７年12月着工 H14年完成予定
大飯発電所	固型化処理設備 （モルタル充填固化）	（既存建屋内に設置）	H10年11月着工 H11年11月完成
高浜発電所 （計画）	固型化処理設備 （モルタル充填固化）	固体廃棄物固型化処理建屋	H14年４月着工 H16年完成予定

県内発電所の固体廃棄物貯蔵庫における固体廃棄物保管状況と六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターへの搬出実績

発電所	固体廃棄物貯蔵（本） ［H11年度末］		固体廃棄物搬出（本） ［H12年末まで］	
	累積保管量	貯蔵能力	均質固化体	充填固化体
敦賀発電所	62,290	85,000	4,640	0
ふげん	17,576	21,500	—	—
もんじゅ	1,660	23,000	—	—
美浜発電所	26,646	35,000	8,480	0
大飯発電所	25,468	38,900	7,480	360
高浜発電所	30,290	50,600	10,176	0
合　計	163,930	254,000	30,776	360

注：県内発電所からの均質固化体の搬出は平成５年度より開始。
　　また、充填固化体の搬出は平成12年度より開始。

低レベル放射性廃棄物の埋設処分

均質固化体

濃縮された廃液をセメントまたはアスファルトで固型化したもの

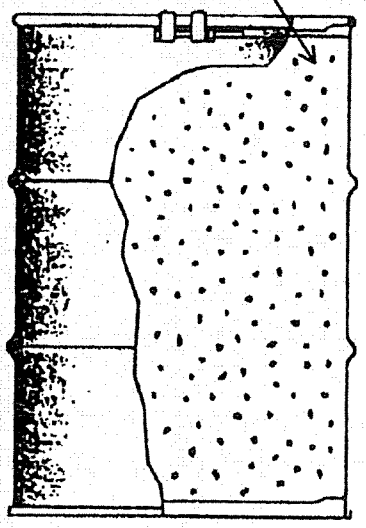

原子力発電所の運転等に伴い発生した低レベル放射性廃棄物であって、濃縮廃液等をセメント、アスファルト等を用いてドラム缶に均質・均一に固型化したもの。

充てん固化体

セメント系充てん材（モルタル）

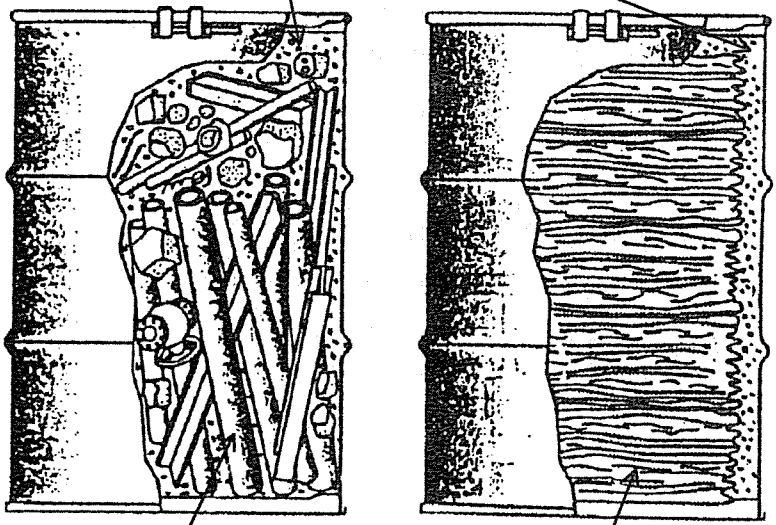

金属類、プラスチック等

保温材、フィルタ類等を圧縮したもの

原子力発電所の運転等に伴い発生した低レベル放射性廃棄物であって、金属類、プラスチック、保温材、フィルタ類などの固体廃棄物（雑固体廃棄物）を種類毎に分別し、必要に応じて切断、圧縮処理などを行い、ドラム缶に収納した後セメント系充てん材（モルタル）で一体となるように固型化したもの。

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター

１号埋設施設	２号埋設施設
（Ｈ４．１２操業開始）	（Ｈ１２．１０操業開始）